



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には清しい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より（公社）徳島県宅地建物取引業協会の運営に対しまして、御支援と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は、私ども不動産業界に大きな改正施行が二つありました。一つは宅地建物取引業法一部改正法案による、平成27年4月1日施行の宅地建物取引主任者の名称が、国民の不動産取引の安心・安全を担う「宅地建物取引士」となり、長年の私どもの要望が実現した記念すべき年となりました。

今後とも、「宅地建物取引士」の名に恥じぬように、社会的責任の重さ、信用失墜行為の禁止、知識及び能力の維持向上などの責務が追加されたことを肝に銘じて業務に精励しなければなりません。

二つ目は、平成27年2月26日（関連の規定は5月26日）施行の「空き家対策の推進に関する特別措置法」（空き家特措法）です。全国の空き家は820万戸、空き家率は13.5%と過去最高を記録しました。徳島県においても17.5%で全国4番目の高さであるとともに、少子高齢化を背景に今後さらに増加していくことが予想されます。

そこで、県市町村と宅建協会、建築士会、司法書士会、土地家屋調査士会等の専門機関との連携による官民一体で空き家対策に取り組み、今こそ地方創生、地域の活力向上の一助となれば幸いです。

また、宅建協会では一昨年、昨年と、11月23日に県内8会場で「空き家・空土地の有効活用のた

めの無料相談会」と各種セミナーを開催し、当協会の不動産会館においては、徳島県空き家・空地相談センターを開設、消費者の皆様の相談に応じております。

さらに、全宅連ではハトマークのブランド力を活かし、地域のみなを笑顔にし、生活サポートのパートナーになるために、ハトマークグループ・ビジョン推進本部を立ち上げ、全国から6協会をモデル協会として選び、協会独自のビジョンを策定し、全国に情報発信するという新しい事業を展開いたしました。

徳島宅建協会はモデル協会の一つとして、私達徳島宅建が目指す今までになかった5年後、10年後の理想の姿を実現するための中長期的施策の取りまとめという新たな事業を行いました。その結果につきましては、これからの理事会等に提案、ご意見を頂き、検討を重ねた上で最終的なビジョンを策定したいと考えております。

いずれにしましても、平成28年度、地域経済に好環境をもたらす「地方創生」に重点を置いた施策と、県民の不動産取得環境の改善に資するための諸事業に取り組み、私達協会にとりましても一条の光が見える年となるよう努力する所存でございます。会員皆様方の更なる御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことを祈念申し上げますとともに、益々のご繁栄とご健勝を心よりご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。